

ふくいエコはぴねす住宅 事業者認証制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福井の厳しい気候風土においても快適・健康・経済的に過ごすことができる断熱性能、気密性能および防露性能を備えた本県独自の省エネ基準で建てられた住宅（以下「ふくいエコはぴねす住宅」という。）の普及を図るため、ふくいエコはぴねす住宅の設計および施工に関する業務（以下「ふくいエコはぴねす住宅業務」という。）に一定の知見を有する事業者を認証（以下「認証」という。）し、公表することについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
 - (2) 建築施工管理技士 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（別表）（四）に示す一級建築施工管理技士、または同二級建築施工管理技士（建築）に合格した者をいう。
 - (3) 建築実務者 建築実務の経験を5年以上有する者をいう。
 - (4) 建築実務の経験 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第1条の2に規定する実務経験をいう。
 - (5) 建築士事務所 建築士法第23条の3第1項に規定する知事の登録を受けている建築士事務所であって、県内に本店または主たる事務所を有するものをいう。
 - (6) 建築工事業業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築工事業または大工工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店または主たる営業所を有するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法、建設業法その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

（事業者講習会および考査）

第3条 知事は、建築士、建築施工管理技士または建築実務者（以下「技術者」という。）がふくいエコはぴねす住宅業務を行う上で必要な一定以上の知識を習得することを目的とした講習会（以下「事業者講習会」という。）をインターネット等を介したeラーニング方式により実施するものとする。

- 2 知事は、技術者がふくいエコはぴねす住宅業務を行う上で必要な一定以上の知識を有するかどうか判定するための考査（以下「技術考査」という。）をインターネット等を介したeラーニング方式により実施するものとする。
- 3 技術考査は、ふくいエコはぴねす住宅業務を行う上で必要な知識等に関する事項について行うものとする。
- 4 技術考査を受験する者は、事業者講習会を受講した技術者とする。
- 5 知事は、技術考査に合格した者（以下「考査合格者」という。）に対して、様式第1号によりその旨を通知するものとする。
- 6 知事は、事業者講習会および技術考査の実施に関する業務の全部または一部を、適切な能力を有する第三者に委託することができる。

（名簿の作成）

第4条 知事は、考査合格者を登載した名簿（以下「考査合格者名簿」という。）を作成し、これを保存するものとする。

2 考査合格者名簿への登載期間は、登載の日から5年が経過する日の属する年度末までとする。

（名簿からの削除）

第5条 知事は、前条第1項の規定による考査合格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、技術考査の合格を取り消し、考査合格者名簿から削除するものとする。

（1）業務において不正な行為をしたとき。

（2）不正な手段により技術考査を受験し、またはこれに得点していたとき。

（3）考査合格者名簿に登載されている者自ら、様式第2号により削除を申し出たとき。

2 知事は、前項の規定により考査合格者を考査合格者名簿から削除したときは、遅滞なく、その旨を様式第3号により当該技術者に通知するものとする。

（事業者の認証）

第6条 知事は、建築士事務所で次の各号に掲げる要件をすべて満たすと認められるものを、その申請により、認証事業者（設計）として認証することができる。

（1）考査合格者名簿に登載されている建築士（以下「登録設計技術者」という。）を雇用していること。

（2）登録設計技術者が、ふくいエコはぴねす住宅の設計に直接従事し、または当該設計を統括する立場で指導もしくは監督すること。

（3）現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の戒告、もしくは閉鎖の処分を受けていないこと。

（4）第8条に規定する認証事業者の責務を遵守することを宣誓していること。

（5）認証を受けようとする年から起算して5年間のふくいエコはぴねす住宅の年間目標設計棟数を掲げていること。

2 知事は、建築工事事業者で次の各号に掲げる要件をすべて満たすと認められるものを、その申請により、認証事業者（施工）として認証することができる。

（1）登録設計技術者または考査合格者名簿に登載されている建築施工管理技士もしくは建築実務者（以下「登録施工技術者」という。）を雇用していること。

（2）ふくいエコはぴねす住宅の施工業務にあたっては、登録施工技術者が当該施工に直接従事し、または当該施工業務を総括する立場で指導または監督すること。

（3）現に建設業法第28条第3項または第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。

（4）第8条に規定する認証事業者の責務を遵守することを宣誓していること。

（5）認証を受けようとする年から起算して5年間のふくいエコはぴねす住宅の年間目標建築棟数を掲げていること。

3 第13条第1項第3号または第2項第4号の規定に基づき認証を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者は、前2項の規定に基づく認証を受けることができない。

4 知事は、第1項、第2項、またはその両方に基づき認証を行った場合は、様式第5号によりその旨を当該認証を受けた者に通知するものとする。

（認証の申請）

第7条 認証を受けようとする者は、ふくいエコはぴねす住宅事業者認証申請書（様式第4号）に、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（認証事業者の責務）

第8条 第6条第1項または第2項の規定による認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) ふくいエコはぴねす住宅業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- (2) 省エネルギー住宅に関する講習会等に積極的に参加し、知識や技術力の向上を図ること。
- (3) 住宅の脱炭素化に関する福井県の施策に協力すること。
- (4) 福井県が認証事業者に対して行う調査または報告の請求に誠実に対応すること。

（台帳の作成および公表）

第9条 知事は、認証事業者を登載した台帳（以下「認証事業者台帳」という）を作成し、保存するものとする。あわせて、次の各号に掲げる事項をホームページへの掲載その他適切な方法により公表（以下「事業者公表」という。）するものとする。

- (1) 認証の区分（設計、施工またはその両方）
 - (2) 認証年月日および認証番号
 - (3) 事業者の名称、所在地、電話番号
 - (4) 新築または改修の業務の範囲
 - (5) その他事業者のホームページ等
- 2 認証事業者（設計）については、前項に加えて、次の各号に掲げる事項を事業者公表するものとする。
- (1) 建築士事務所の種別（一級、二級、木造）
 - (2) 雇用する登録設計技術者の氏名
- 3 認証事業者（施工）については、第1項に加えて、次の各号に掲げる事項を事業者公表するものとする。
- (1) 建設業許可の業種区別
 - (2) 雇用する登録施工技術者の氏名
- 4 認証事業者台帳への登載および事業者公表の期間（以下「認証の期間」という）は、認証の日から5年が経過する日の属する年度末までとする。

（実績報告）

第10条 知事は、ふくいエコはぴねす住宅の普及状況の把握等のため、認証事業者に対して、ふくいエコはぴねす住宅の設計または施工についての実績の報告を求めることができる。

（変更の届出）

第11条 認証事業者は、第9条第1項から第3項に掲げる事項に変更があったときは、様式第6号により、速やかに知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、認証事業者台帳および事業者公表の内容を修正するものとする。

（改善命令）

第12条 知事は、認証事業者が第6条第1項（第3号を除く。）または第2項（第3号を除く。）の規定に違反し、または第8条の規定を遵守するよう努めていないと認めるときは、当該認証事業者に対し、その改善に必要な措置を命じることができる。

（認証の取消し等）

第13条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すもの

とする。

- (1) 建築士事務所または建築工事業者でなくなったとき。
 - (2) 第6条第1項第3号または第2項第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同条第1項第3号中「事務所の戒告、もしくは閉鎖の処分」とあるのは、「事務所の閉鎖の処分」とする。
 - (3) 不正な手段により認証を受けていたとき。
 - (4) 認証の期間が満了したとき。
 - (5) 認証事業者自ら、様式第7号により認証の取消しを申し出たとき。
- 2 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がなく第10条に規定する求めに応じなかったとき。
 - (2) 第11条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間を経ても行わなかったとき。
 - (3) 前条の規定による命令に違反したとき。
 - (4) その他重大な法令違反や事故等により登録を継続することが適当ではないと知事が認めたとき。
- 3 知事は、前項までの規定により認証を取り消したときは、様式第8号により遅滞なくその旨を当該認証事業者であった者に通知し、認証事業者台帳から登載を削除するものとする。

(業務の委託)

第14条 知事は、第6条から第13条に規定する業務のうち、申請、届出および報告の受理ならびにその審査に関する業務の全部または一部を、適切な能力を有する第三者に委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。